

<p>第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの方であつた者は、登録事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>（秘密保持義務等）</p> <p>第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。（帳簿の備付け等）</p>	<p>第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、厚生労働省令で定めるところに規定することができる。</p> <p>（報告）</p> <p>第九条の十 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>（立入検査）</p> <p>第九条の十一 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなかつて、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>第九条の十二 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。（指定の取消し等）</p> <p>第九条の十三 厚生労働大臣は、指定登録機関が第九条の二第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。</p>
--	---

<p>第九条の十四 第九条の二第一項、第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の二第三項各号の要件を満たさなくなりたと認められるとき。</p> <p>二 第九条の三第二項、第九条の五第三項又は第九条の九の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 第九条の四又は前条の規定に違反したとき。</p> <p>四 第九条の五第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。</p> <p>五 次条第一項の条件に違反したとき。（指定等の条件）</p>	<p>2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。（指定登録機関がした処分等に係る審査請求）</p> <p>第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に関する処分又はその不作为について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他指定登録機関に関し必要な事項は厚生労働省令で定め</p>
--	--

<p>第九条の十六 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。（登録事務の休止）</p> <p>第九条の十七 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。（登録事務の認めたものと解釈してはならない）。（指定の取消し等）</p>	<p>第九条の十八 厚生労働大臣による登録事務の実施等）</p> <p>第九条の十九 第九条の三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。</p>
--	--

<p>第十二条の二 厚生労働大臣は、毎年少なくとも一回行う。（歯科技工士試験委員）</p> <p>第十三条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。（試験の実施）</p> <p>第十四条 試験は、厚生労働大臣が、政令で定めることとする。（試験手数料）</p>	<p>第十五条の二 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。（受験手数料）</p> <p>第十五条の三 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。（指定試験機関の指定）</p>
--	--

ができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四四年六月一五日法律第五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四四年六月一五日法律第五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表葉剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十一条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表葉剤師試験審議会の項の改正規定、同表中医師試験修習審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にたゞし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年五月二五日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年一月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(旧法の規定による免許を受けた者)

第三条 この法律施行の際現に改正前の歯科技工法(以下「旧法」という。)第三条の規定による歯科技工士の免許を受けている者は、改正後の歯科技工法(以下「新法」という。)第三条の規定による歯科技工士の免許を受けた者とみなす。

(旧法第六条の規定による歯科技工士名簿)

第四条 旧法第六条の規定による歯科技工士名簿は、新法第六条の規定による歯科技工士名簿の一一部とみなす。

(旧法の規定による歯科技工士名簿への登録)

第五条 旧法第七条第一項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録は、新法第七条第一項の規定によつてなされた歯科技工士名簿への登録とみなす。

(旧法の規定による歯科技工士免許証)

第六条 旧法第七条第二項の規定によつてなされた歯科技工士免許証は、新法第七条第二項の規定によつて交付された歯科技工士免許証とみなす。

(旧法による処分及び手続)

第七条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(九号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十二条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

9 この法律附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第三条 この法律施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条の規定による聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

(第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この附則に規定するもののか、この法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(七号) 抄

(施行期日)

1 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分を除く。)に改める部分を除く。)(兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。), 第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(七号) 抄

(施行期日)

1 第一条この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3

政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4

政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和元年六月一四日法律第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十三条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七

十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く。）、第五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百零一条、第一百三十九条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百一十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百一十三条、第二百一十四条、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百一十七条、第二百一十八条、第二百一十九条、第二百二十条、第二百二十一条及び第二百二十三条から第二十九条までの規定、公布の日から起算して六月を経過した日）

1
（施行期日）
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日から起算して六月を経過した日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日から起算して六月を経過した日）